

**令和8年度政策推進のための
「兼業・副業」人材募集に係る企画・運営業務 仕様書**

1 委託業務の名称

令和8年度政策推進のための「兼業・副業」人材募集に係る企画・運営業務

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 趣旨・目的

外部知見を積極的に取り入れるなど、多様な主体との自由闊達な議論から新たな政策に挑戦する職員の確保・育成、組織づくりを行いながら、時代の潮流を捉えた新たな価値創造の取組を進めていく。

4 委託内容

提案者の独自の媒体やメディア等を通じて、幅広い業種・職種の多様な専門スキルを有する優秀な人材層に本市の求人情報を発信するとともに、外部人材の募集開始前から採用確定までの必要なサポートを行うこと。また、年複数回の募集、複数職種の募集、多様な採用方法に対応すること。

(1) 効果的な人材募集

本市の募集について、幅広い優秀な人材からの応募を促進するため、独自のネットワークやノウハウを活用したコンテンツの作成、認知度の向上を図るための手法等について提案すること。

(2) 効率的な人材選考に係る支援

人材募集票作成や書類選考、面接、内定承諾に至るまでの効率的な人材選考方法について提案すること。

(3) 応募者からの独自提案

応募者は、上記の委託内容以外に本業務の趣旨・目的に適う独自の提案や、他の手法と比較した提案の優位性（提案する採用支援の効率性や経費面の優位性等）を含めて提案すること。

5 委託料上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 成果物

求人結果報告書 電子媒体データ

7 留意点

- (1) 本業務で履行した内容は、すべて本市に帰属するものとする。受託者は成果品を本市の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。
- (2) 受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十

分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他「京都市個人情報保護条例」、「京都市情報セキュリティ対策基準」等の関連法令を遵守し、個人情報の保護に努めること。また、本事業の実施に係る責任者を配置すること。

- (3) 受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (4) 業務遂行に当たっては、本市と綿密な情報交換を行うとともに、本仕様書に定めのない事項については、京都市総合企画局都市経営戦略室の指示に従うこと。
- (5) 本業務の全部または主たる業務の一部を第三者に委任してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委任する場合は、本市に書面により申請し、承認を得ること。